

## 新潟県健康づくり・医科学センタースペース 利用規程

### (目的)

第1条 本規程は、にいがた健康・スポーツ医科学ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が、新潟県から指定管理者として管理運営を行う新潟県健康づくり・医科学センター（以下「本施設」という。）において、本施設の一部を外部団体等の事務所その他の活動拠点として利用させる場合の取扱いについて必要な事項を定め、施設設置目的に沿った適正かつ効率的な活用を図ることを目的とする。

### (位置付け)

第2条 本規程は、新潟県が定める指定管理者制度の運用ガイドライン、関係法令、施設設置条例及び指定管理協定に基づき、当ネットワークが指定管理者として定める運用規程である。

2 本規程に定めのない事項又は利用者募集要項の定めを優先する。

### (用語の定義)

第3条 本規程において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 利用者：当ネットワークの承認を受けて利用を行う者をいう。
- (2) 利用スペース：当ネットワークが利用に供する本施設内の区画をいう。

### (利用の位置付け)

第4条 利用の許可は、指定管理者が行う事業として実施するものとする。

- 2 利用の実施に当たっては、本施設の設置目的を損なわず、かつ、施設の管理運営に支障を及ぼさない範囲で行うものとする。
- 3 利用のうち、行政財産の目的外使用に該当するものについては、必要に応じて新潟県所管課との協議又は所定の手続を経て実施するものとする。

### (利用者の資格)

第5条 利用できる者は、次の各号のすべてに該当する団体又は事業者とする。

- (1) 本施設の設置目的に資する事業又は活動を行うこと
- (2) 法令及び公序良俗に反しない活動を行っていること
- (3) 反社会的勢力に該当せず、又は関係を有しないこと
- (4) 継続的な活動及び利用料の支払能力を有すること

### (募集及び選定)

第6条 当ネットワークは利用スペースに空きが生じた場合、原則として募集を行う。

- 2 利用者の選定は、提出書類の審査及び必要に応じた面談により行う。
- 3 選定に当たっては、公平性及び透明性の確保に留意するものとする。

### (利用期間)

第7条 利用の期間は、原則として1年以内とする。

2 利用期間満了後も引き続き利用を希望する場合は、当ネットワークの承認を得て更新することができる。

(利用料)

第8条 利用者は、当ネットワークが別に定める利用料及び実費相当額を負担するものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 利用スペースの転貸又は第三者への使用許可
- (2) 施設の改造又は模様替え（承認を得た場合を除く）
- (3) 本施設の管理運営に支障を及ぼす行為

(承認の取消し)

第10条 当ネットワークは、利用者が次のいずれかに該当するときは、入居承認を取り消すことができる。

- (1) 本規定や法令に違反した場合。
- (2) 虚偽の申告があった場合。
- (3) 社会的信用を損なう行為があった場合。

(原状回復)

第11条 利用終了後は、利用者の負担により現状回復を行うものとする。

(雑則)

第12条 本規程に定めのない事項は、当ネットワークと利用者が協議の上定める。

附 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。